

秋田市地方就職学生支援事業助成金交付要綱

〔 令和6年3月29日
市 長 決 裁 〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京圏の大学を卒業して、本市への移住を伴う市内企業に就職する学生を支援するため、秋田市地方就職学生支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 秋田市東京圏移住支援事業補助金交付要綱（平成31年3月28日市長決裁）第2条第1項第1号に規定する区域をいう。
- (2) 勤務地限定型社員 勤務する地域が本市内に限定されている社員をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、申請時において次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

ア 移住元に関する要件

(ア) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業する見込みであること。

(イ) 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

(ア) 本市内に所在する企業に就職することが内定していること。

(イ) 卒業後に上記内定企業に就職し、本市に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件

(ア) 申請時に、秋田県において移住希望登録を行っていること。

(イ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(ウ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(エ) その他秋田県又は本市が地方就職支援金の対象として不適当と認められた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 就業先に関する要件

(ア) 勤務地が本市内に所在すること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(イ) 勤務地限定型社員としての採用であること。

2 前項の規定にかかわらず、過去にこの要綱による助成金の交付を受けた者は、助成金の交付を受けることができない。

(助成金の対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、秋田市内を勤務地とする事業所への就業を目的とした企業の採用試験に当たり、申請者の住所地から企業が開催する採用試験の会場までの往復の移動に要した交通費のうち、次の各号に掲げる経費とする。ただし、卒業年度の6月1日以降に実施される採用試験であって当該年度の10月1日以降に採用の内定を受けたものに係る交通費に限るものとする。

(1) 鉄道賃

(2) 航空賃

(3) 高速バス料金

(4) 船賃（車両を輸送した場合の船賃は除く。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める公共交通機関による移動に係る経費

(助成金の範囲)

第5条 市長は、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

(助成金の金額)

第6条 助成する金額は、第4条に規定する対象経費の1/2以内の金額とし、上限を17,220円とする。ただし、対象経費の1/2に相当する金額が、上限

額に満たない場合は、当該経費の額を交付する。

2 助成金の交付額の計算においては、1円未満を切り捨てることとする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、企業から内定を受けた日から当該年度の2月末日までに、秋田市地方就職学生支援事業助成金申請書(様式第1号)および同意書兼誓約書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 写真付き身分証明書

(2) 内定証明書(様式第3号)

(3) 在学証明書および卒業見込証明書等の写し(在学期間および卒業年度、卒業見込であることの確認が取れるもの)

(4) 交通費の対象経費に係る領収書の写し

(5) 住民票の写し又は賃貸住宅の賃貸借契約書の写し(卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を合わせて提出)又は卒業年度の複数月の公共料金の領収書の写し

(6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、当該申請書の提出があった日から起算して14日以内に助成金の交付の可否を決定し、交付することを決定したときは秋田市地方就職学生支援事業助成金交付決定通知書(様式第4号)により、交付しないことを決定したときは秋田市地方就職学生支援事業助成金不交付決定通知書(様式第5号)により、当該申請者に通知するものとする。

(助成金の交付の条件)

第9条 市長は、前条の規定により助成金の交付を決定するときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) この要綱および関係法令を遵守すること。

(2) 補助金の適正な執行に必要な範囲で、世帯員の住民基本台帳の情報を市が閲覧すること、就労に関する要件の確認のため要件を満たす職の企業に市が連絡することに同意すること、および市長が報告、調査等が必要と認めるときは、これに協力すること。

(3) 第12条に規定する要件に該当する場合は、市長が承認する場合を除き、補助金を返還すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項。

(助成金の請求および交付)

第10条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」

という。)は、速やかに請求書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出による請求に基づき助成金の交付を行うものとする。

(是正のための措置)

第11条 市長は、補助事業の遂行に関し、必要があると認めるときは、交付決定者に対して必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

(助成金の返還)

第12条 市長は、交付決定者が、次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、秋田市地方就職学生支援事業助成金返還請求書(様式第7号)により、期限を定めてその返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、本人の病気その他やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合。

イ 申請日から1年以内に、要件を満たす職への就業を行わなかった場合。

ウ 申請日から1年以内に、本市に転入しなかった場合。

エ 就業日から1年以内に、要件を満たす職を辞した場合。ただし、退職日から起算して3か月以内に第3条第1項の要件を満たす、本市内の別の企業に就業する場合を除く。

オ 本市へ転入した日から3年未満に市外へ転出した場合。

(2) 半額の返還

ア 本市へ転入した日から3年以上5年以内に市外へ転出した場合。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。